

第1回 準特定地域 京葉・東葛・千葉・北総・市原・南房地区
タクシー事業適正化・活性化協議会
合同会議 議事概要

平成26年2月20日（木）
13：30～
ホテルグリーンタワー幕張

1. 開 会

2. 準特定地域タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

- 「準特定地域タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について」資料2-1～資料2-6により説明
- ・事務局より、要綱の一部改正案の説明を受け、構成員の満場一致により、一部改正を承認。

3. 会長選出について

構成員の互選により、榛澤日本大学名誉教授を会長に選出

4. 会長挨拶

5. 事務局長指名

会長の指名により、道祖尾千葉県タクシー協会会長を事務局長に選出

6. 議 事

議題（1）準特定地域計画について

- 事務局 ・事務局より、議題（1）「準特定地域計画について」を参考資料5『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律・附則（抜粋）』により説明。
- 榛澤会長 ・法改正前の各地区協議会において策定した地域計画を「準特定地域計画」に変更し、今後は、基本方針に則った内容にして参りたい。本議案について何か意見等がございますか。

<・・・委員より意見無し・・・>

- ・意見が無いようなので、承認することにいたします。

議題（２） タクシーの公定幅運賃について

- 事務局 ・事務局より、議題（２）『公定幅運賃について』を資料３－１～資料３－６及び参考資料６により説明。
- 榛澤会長 ・事務局からの説明に対して何か意見等ございますか。
- 川島委員 ・現在、千葉交通圏においては初乗距離短縮の１キ。３５０円の運賃を設定をしている会社がある。長年そういう形で営業している会社である。現在と同じように初乗距離を短縮した公定幅運賃をこの協議会で認めて頂き、関東運輸局長に意見を上申して頂きたい。
- 参考人
（千葉運輸支局長） ・地域協議会における公定幅運賃に関する意見聴取については、今回の改正法の中で自動認可運賃から公定幅運賃に変更するに当たっての取り扱いである。川島委員から意見提案があった、関東運輸局長から示された千葉交通圏の運賃の範囲の指定によらない運賃については、この協議会の中でご検討いただき、一つの意見として関東運輸局に上申していただきたい。
- 事務局 ・事務局より、初乗距離短縮方式に係る加算距離の控除について説明
- 榛澤会長 ・千葉地区では、公定幅運賃に加算距離を控除した初乗距離短縮方式を加え、その加算距離の控除は４回ということによろしいか。
- 川嶋委員 ・はい。
- 菊岡委員 ・市原地区についても、千葉地区と同様に初乗距離短縮の運賃を導入している会社がある。今回の運賃改定に際しても同様に認めていただきたい。初乗距離短縮運賃は地域密着という形で地域に認められ現在に至っているので引き続き認めて頂きたい。
- 榛澤会長 ・関東運輸局から示された「公定幅運賃」については、全地区共通事項であるので全委員にお諮りいたしますが、ご意見等ございますか。
- 栗山委員 ・関東運輸局長から示された京葉・東葛・千葉・北総交通圏の運賃の範囲（案）を見る限り、普通車の上限が７３０円、大型車も同じ７３０円という欄があるが、加算距離については大型

車が284メートル、普通車が289メートルと5メートルの差がある。これを同じ距離に合わせてもらいたいというお願いであります。駅や病院等公共の場で法人タクシー、個人タクシーは一緒に待機していることから、運賃が違うのはお客様に迷惑をかけることになるので、加算距離を同じ距離にしてもらいたい。

榛澤会長 ・いま委員にお諮りしているのは公定幅運賃であるので、栗山委員からの意見は後程お諮りすることにいたします。公定幅運賃について採決を取りたいと思います。千葉地区からの提案の件ですが、これは千葉地区の委員にお伺いしたいが、加算距離分を短縮した初乗距離の導入と、加算距離控除の回数は4回として実施することに対してご異議はございませんでしょうか。

<発言なし>

・ご異議が無いようなので承認させて頂きたいと思います。これにつきましては、後程関東運輸局へ報告させて頂きます。

・次に市原地区についてであります。市原地区の委員にお伺いいたします。加算距離分を短縮した初乗距離の導入と加算距離控除の回数は4回とすることにご異議はございませんでしょうか。

<発言なし>

・ご異議が無いようなので承認させて頂きたいと思います。市原地区についても、関東運輸局あてに報告させていただきます。

・次に、先ほど栗山委員からご意見のありました件について事務局よりご説明をお願いします。

事務局 ・事務局より資料3-1に基づき説明。

榛澤会長 ・意見提案のあった普通車の上限730円と大型車Eの運賃730円の加算距離に5メートルの差があるが、これを同じ距離に合わせてもらいたいという要請に対して何かご異議はございませんでしょうか。

<異議なし>

・ご異議が無いようなので承認させて頂きたいと思います。

・ここで今一度確認をいたしますが、公定幅運賃の範囲の指定については消費税の単純転嫁であるので、これについては皆様ご異議ありませんでした。加えて、千葉地区については「加算距離分を短縮した初乗距離の導入と、加算距離控除の回数は4回とすること、また、市原地区についても同様とすること、また、栗山委員より意見提案のあった普通車と大型車の初乗運賃が730円で同じ運賃については、加算距離を同じ距離に合わせることを意見書に記載し、関東運輸局に提出することとしたいがよろしいでしょうか。また、この意見書の記載内容については会長に一任して頂きたいがよろしいでしょうか。

<異議なし>

・全委員の承認をいただいたので、意見書を事務局で作成し、会長が確認のうえ千葉運輸支局に提出するので関東運輸局へ上申願いたい。

参考人
(千葉運輸支
局長)

・各委員より意見を頂いたが、これは協議会の意見として頂戴したものであり上局へはこれをもとに報告をさせて頂く。これはあくまでも運賃制度上の取り扱いとして行うものであり、そこへ誘導するというような意図がないことだけは重々ご承知して頂きたく思います。あくまでも最終的なご判断を頂くのは事業者、経営者の経営判断のもとに行うということは言うまでもございませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議題(3) タクシー事業の適正化・活性化の取り組みの検証について

事務局 ・事務局より、議題(3)『タクシー事業の適正化・活性化の取り組みの検証について』を資料4により説明。

榛澤会長 ・少子高齢化、人口減少の状況の中で、地域公共交通としてのタクシーの役割はますます高まってくると思います。地域における輸送需要に対し、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における公共交通の健全な発達を目指し、委員の皆様には引き続き協議会において積極的なご意見等を頂ければと思います。

何かご質問・ご意見はございますか。

佐久間委員 ・資料４の５ページから１０ページに「車両数と総需要量、総供給、日車營收の推移」のグラフがあるが、この中で平成２４年３月・４月だけ需要が大幅に伸びているが、その理由を教えてください。

事務局 ・本資料は対前年同月比を比較したものであり、前年の平成２３年３月・４月の総実車キロ、日車營收が東日本大震災の影響により大幅に減少したことによるものである。

榛澤会長 ・他にございますか。

小林委員 ・資料４の１９ページ「Ｈ２２～Ｈ２４年の取り組みの総括」であるが、よくここまで書いてくれたと喜んでいる。『しかしながら、こうした取り組みによっても経営基盤や労働条件の十分な改善はされていない』これを入れてもらっただけでも助かります。そういう点では『十分な改善はされていない』このことを次の会議の中では議論したいと思います。今、タクシー運転手の労働条件というのは「最低賃金割れ」、まったく生活が成り立たない、オーバー労働をしなければ生活が成り立たない、こういう状況の中である。歩行者の安全、お客様の安全を守るためには、歩合制度を廃止して基本給を中心とした労働条件に改善して頂きたいとお願いを申し上げ、初めて労働条件の十分な改善がなされてなかったという文章が出たことについて感謝とお礼を申し上げます。

道祖尾事務局
長 ・私共タクシー業界のため、関係の方々に多大なご協力を賜りありがとうございます。平成２１年１０月から４年が経ちますが、タクシー特措法が制定されて以来、協議会で策定いただいた地域計画に基づいて特定事業計画を策定し、また、タクシー事業の適正化・活性化に取り組んで参りました。特定事業の推進にあたり、ただ今、事務局から適正化・活性化の取り組みの検証について説明を頂きましたが、国をはじめ各自治体、そしてここにご列席の関係機関の皆様方のご協力に改めてお礼を申し上げます。

・お陰様で４年間、供給過剰を解消するため、特に乗務員の労働条件を少しでも改善するため、各事業者には血の滲むような努力をしていただき、タクシー車両数を６地区で約７００両、率にして約１１％の減車を実施して参りました。同時に一部地区では県、市町村等関係自治体のご協力をいただきショットガ

ン方式による駅前広場の交通渋滞問題の解消等に努めて参りました。また、高齢化・少子化が進展しておりますが、私共はこういったドア to ドアの特性を生かして、地域の方々に少しでも役に立てるようにユニバーサルタクシーの導入、あるいは、千葉県はデマンドタクシーが自治体のご協力により30市町村以上で実証運行・本運行を含めて運行されタクシーを活用して頂いております。しかしながら、適正化・活性化が未だ不十分ということで改正特措法が制定されるに至りました。今後、この6地区が特定地域に指定されるかどうか未定であります。今後3年間は準特定地域でいくことは決まっておりますので、私共事業者はタクシーをこれからも地域住民の方にとって無くてはならない公共交通機関として、法の趣旨に則り、今後とも適正化・活性化の努力を続けて参りたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

榛澤会長 ・バス事業者など関係機関の連携と共にサービス向上や新規需要開拓など活性化方策について、現在取り組んでいる事項については更なる深度化を図って頂き、また、新たな事項にも取り組んで頂きたいと存じます。その中で、地域計画において新たなメニューを検討していくことが重要かと思っております。今後、準特定地域計画について、これまで取り組まれなかったこと、また、事務局長のお話等を踏まえ、改正された基本方針に沿って皆様方のご協力を頂きながら進んでいければと思っております。

・本日予定の議事を終了させていただくが、その他全般にわたり何かご意見等がございますか。

<委員より意見無し>

(3) その他

榛澤会長 ・事務局からは何か連絡事項はございますか。

事務局 ・次回の協議会につきましては、準特定地域計画に基づく適正化・活性化策の推進状況等を勘案しつつ榛澤会長と開催日程を協議のうえ、委員の皆様には改めてご連絡いたします。

7. 閉 会

【配布資料】

議事次第

各地区委員出席者名簿

出席者席次表

資料 1 『タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント』

資料 2-1～2-6 『各地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）』

資料 3 『運賃の範囲の指定に関する通知について』

資料 4 『タクシー事業の適正化・活性化の取り組みの検証について』

参考資料 1 『特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等施行規程』

参考資料 2 『特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について』

（特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン）

参考資料 3 『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律新旧対照表』

参考資料 4 『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針』

参考資料 5 『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律・附則 参考条文抜粋（抜粋）』

参考資料 6 『公定幅運賃の範囲の指定方法等について』

以上